2　特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8　地方特例交付金」を「12　地方特例交付金」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、

「2　地方譲与税			
	[1～3　略]		
	4　森林環境譲与税	1　森林環境譲与税	を
[3～7　略]			」
「2　地方譲与税			
	[1～3　略]		
	4　森林環境譲与税	1　森林環境譲与税	と
	5　[略]		
	6　[略]		
	7　[略]		」
[3～11　略]			

すること。

[3～5　略]

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正）

第七条　都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（平成二十九年総務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都の標準税収入額の算定方法）	（都の標準税収入額の算定方法）
第一条　災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。	**第一条**　災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。
一　都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額	一　都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額
［二　略］	［二　同上］
（特別区の標準税収入額の算定方法）	（特別区の標準税収入額の算定方法）
第二条　災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額からその算定基礎となった事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となった地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とする。	**第二条**　災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額からその算定基礎となった事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となった地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。